

議案第 3 号

関市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

関市職員の修学部分休業に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

職員の修学部分休業の制度を導入するため、この条例を定めようとする。

関市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する「修学部分休業」をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学部分休業を承認することができる。

2 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

3 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第108条に規定する短期大学

(3) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校

(4) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(5) 学校教育法第134条に規定する各種学校

4 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）第10条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、その課程の履修に支障が生ずるとき。
- (4) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(関市職員の給与に関する条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)
- 2 関市職員の給与に関する条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条の規定の適用については、同条中「第18条」とあるのは、「附則第19項」とする。
(関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 3 関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年関市条例第28号)の一部を次のように改正する。
第16条第2項中「ことをいう。）」の次に「、修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。